

議案第 14 号

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市都市公園設置及び管理に関する条例（昭和51年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(4)のアの区分の項アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合の目中「及びレクリエーション」を「、レクリエーション等」に改め、同表の1の(4)のアの剣道場の項の次に次のように加える。

多目的ルーム	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
	中学生以下	190円	285円	840円	1,260円

別表第5の1の(4)のアのトレーニングルームの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

野田市総合公園のトレーニングルームについて、施設の区分を多目的ルームに改めることに伴い、利用料金に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市都市公園設置及び管理に関する条例 (昭和51年野田市条例第23号)

改 正 案					現 行					
別表第5(第16条の3第3項)					別表第5(第16条の3第3項)					
1 総合公園施設					1 総合公園施設					
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)					
(4) 体育館					(4) 体育館					
ア 体育館利用料金					ア 体育館利用料金					
区分	アマチュアの体育、スポーツ、レクリエーション等に利用の場合				左欄以外に利用の場合					
	1時間につき				1時間につき					
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者		
(略)					(略)					
剣道場	(略)				(略)					
多目的 ル 二 △	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円	(略)				
	中学生以下	190円	285円	840円	1,260円	(略)				
(略)					(略)					
(削る。)					トレー	市内の者	月額登録料	1人につき		
(略)					ニング	1,420円				
(略)					ルーム	市外の者	月額登録料	1人につき		
(略)					2,130円					
(略)					(略)					
イ (略)					イ (略)					
備考 (略)					備考 (略)					
2 (略)					2 (略)					